

令和2年度
自動車局税制改正要望の概要

令和元年8月
国土交通省自動車局

公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長 (固定資産税)

自動車整備事業者等が取得する廃油処理装置に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 水質汚濁防止法に基づき、水質汚濁を防止するため、廃油処理装置を設置する等の手段を講じて公害防止を図る必要がある。
- 事業者が取得する廃油処理装置に係る税制上の優遇措置を行うことにより、廃油処理装置の整備を促進し、地球環境の保護・公害の防止を推進することが必要。

廃油処理装置

油水分離槽



排水処理装置



自動車整備業は事業の性質上、部品や下部洗浄を行う必要があり、その際、廃油や廃水が生じる。

要望の概要

特例措置の内容

水質汚濁防止法による一定の工場又は事業場に新設する廃油処理装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置。

【固定資産税】

課税標準の特例

- ①複数の市町村にまたがる資産 1/2
- ②その他の資産 市町村の条例で定める割合(1/3~2/3)

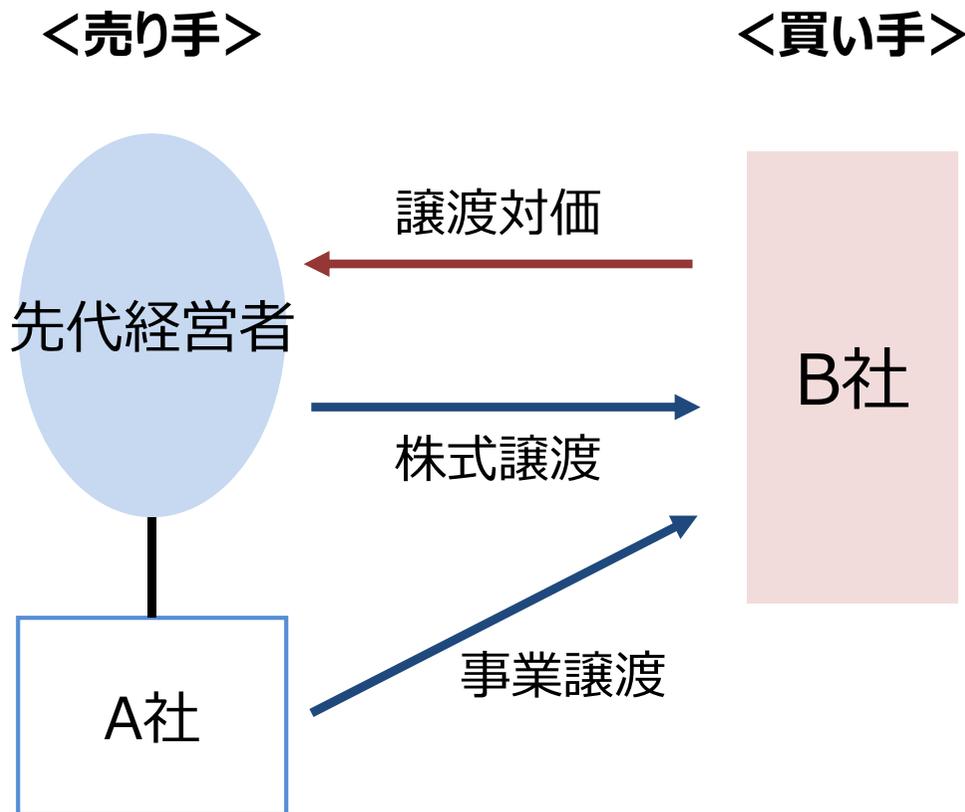
要望

現行の措置を2年間(令和2年4月1日~令和4年3月31日)延長する。

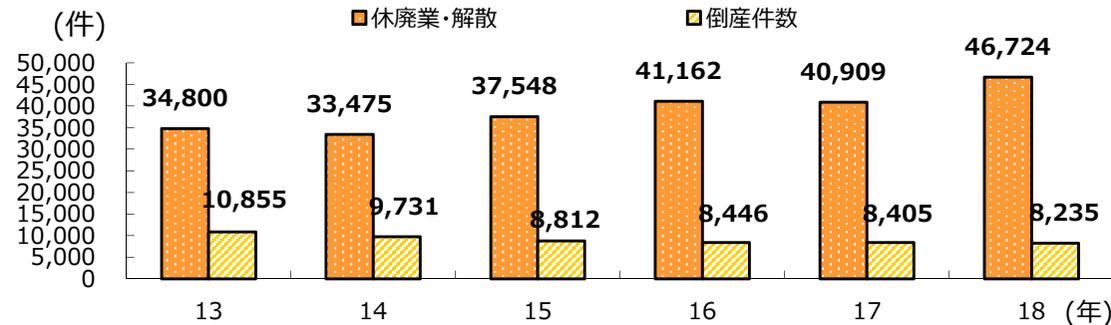
- 近年、後継者が不在であること等を背景に、黒字企業を含めた企業の休廃業・解散件数が増加傾向にあり、現状を放置すれば価値のある企業や技術、ノウハウ等が失われる可能性がある。
- 後継者不在の中小企業の事業承継を後押しすべく、株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者による事業承継を促進するための税制措置を講ずる。

要望内容

株式・事業の譲渡やM&Aを通じた親族以外の第三者への事業承継を促進するための税制措置を創設すること



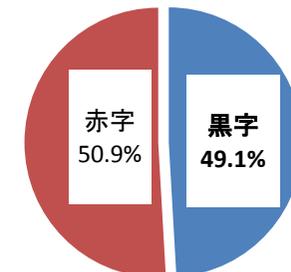
○休廃業・解散件数、倒産件数の推移



資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休廃業・解散企業」動向調査」

- (注) 1. 休廃業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。
 2. 解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。
 3. 倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ったり、経済活動を続けることが困難になった状態となること。私的整理(取引停止処分、内整理)も倒産に含まれる。

○休廃業企業における経常黒字比率



(出典) 東京商工リサーチ調査